

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



茨城県行政書士会

Ibaraki Certified Administrative Procedures
Legal Specialists Association



CONTENTS

平成25年 **11**

 **行政茨城** No.211

御挨拶	2
通知・通達	3
研修	7
事業 <small>総務部/広報・監察部/国土農地部/建設部/運輸交通部/ 環境部/保健風営部/国際部/市民法務部</small>	11
支部だより <small>水戸支部/県南支部/県西支部/県北支部/鹿行支部</small>	25
政治連盟ニュース	35
事務局より <small>新入会員の紹介/退会された会員/ご逝去された会員/ 変更届/家族のお悔やみ/現在会員数/本会活動報告</small>	37
編集後記	42